

2011年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

A:飛島村では、全ての村民が安心して幸せな毎日を過ごせるよう「日本一健康長寿村構想」を核に福祉の充実に取り組みながら生き生きと元気に暮らせる日本一健康長寿村を目指して今後においても諸施策を展開していきます。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

A:行政サービス制限条例の導入予定はないが、要綱により一部の補助金制限は行っていますので今後変更の予定もありません。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

A:本村では、西尾張地域の市町村と連携し、個人住民税を始めとする村税の厳正な滞納整理を推進することで、徴収公平性と収入未済額の縮減を図っています。また、自主的納税に理解を深めもらえるよう、納税折衝技術の向上をねらいとしています。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

A:災害発生時においては、地域防災計画、職員行動マニュアル、避難所運営マニュアル等に

に基づいて実施していきます。また、計画等の見直しについて今後、実施していく予定です。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

A: 平成23年6月より村単独の東海、東南海、南海の3連動地震を想定した防災計画の見直しを始めたところです。今後、地域防災計画の改定、地震防災戦略や事業継続計画(BCP)を策定していく予定です。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかつてください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

A: 現在、避難所に指定しているところについては、耐震診断及び耐震補強済であります。小中学校においては平成21年度に新たな学校を建設したため、耐震については考慮をして建設をしてあります。

また、備蓄品については、毎年、計画をして購入をし、各避難所に備蓄をしてあります。

現在、昭和56年5月31日以前の木造住宅で耐震のない建物については、耐震費用の一部補助制度を実施しています。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

A: 学校はバリアフリー施設となっています。バリアフリー化になつていない箇所について、バリアフリー化を考えていきます。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

A: 現在、見直しを進めている防災計画の中で、検討をしていきます。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかつてください。

A: 現在、村内には総合病院がないため、近隣市の病院と協議をして、強化をしていきたい。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

A: 現在、見直しを進めている防災計画の中で実施していく予定です。

⑧防災教育を徹底してください。

A: 防災講演会の開催、避難訓練などにおいて防災に関するPRを実施していきます。

小中学校における避難訓練では津波も想定に加えた。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

A: 現在、第5期介護保険計画における日常生活圏域ニーズ調査を分析中です。第5期計画においても、所得状況に応じ多段階の保険料負担段階を設定していく予定です。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

A: 第5期計画期間においてもこれまで同様、保険料段階を多段階性とし、所得相応の保険料段階を設定し配慮していきます。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

A: 国の制度に従っていく予定です。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

A: 従来の保険給付のサービスと異なり、「介護予防・日常生活支援総合事業」については、サービスの質を担保する法令上の基準や、利用料金に関する規定などもなく、全て自治体に委ねられていることから、導入するには十分な準備・検討期間が必要と考えております。また、本村では、必要な対象者には見守り事業や給食サービスを一般会計で実施しており、今後の国の動向をみて、導入の有無を検討していく予定です。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこ

なってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

A: 基盤整備の実施にあたっては、圏域内での調整が必要となるため、今後においても圏域内で調整を図り進めます。助成制度の創設については、他市町の動向を注視しつつ検討します。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

A: 現在、村内に1か所の中学校で、直営の地域包括支援センター1か所設置しています。委託はありません。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

A: 介護保険制度に則り、保険者としてすべき事項についてはこれまで同様支援をし、労働者の研修等についても機会があれば積極的に参加できるよう支援します。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

A: 実施済み 該当高齢者の身体状況を鑑み、本人と相談の上、安否確認頻度を決定し実施(村社会福祉協議会へ委託)

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

A: 福祉バスについては高齢者の集う施設へのバス運行を実施中。障害者、要介護認定者等については、福祉タクシーとして実施中。また、最寄りの総合病院へ通院支援策として乗合タクシーによる公共交通の運行も行っている。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

A: 本村には高齢者、障害福祉の根拠となる施設を有しており、施設利用者の利便を図る目的で老人クラブ例会時の送迎はもとより、個人利用者のために週2回の巡回バスも実施しております、今後においても現状サービスは継続の予定。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

A: 今後の検討課題とします。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。
また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

A: 休日を除いた日において希望どおり配食を実施中。ふれあい昼食会についても実施中。

(3) 障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

A: 平成19年の申告分より実施しています。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

A: 平成18年申告分より申請の案内及び申請書個別送付を実施しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

A: ひとり暮らしの非課税世帯は後期高齢者福祉医療費給付制度の対象としている。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしな

いでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

A: 広域連合の指導を受けながら検討したい。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

A: 18歳年度末までの医療費無料制度については、現時点での導入の計画はありませんが、15歳年度末までの医療費無料制度は他団体に先んじて導入した実績がありますので、必要性を検討してまいります。(来年度より導入予定)

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

A: 平成20年度より妊婦健診は産前14回、平成21年度より産後検診1回を無料で受けられるよう助成を行っています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

A: 他団体の状況を参照して基準の必要性を検討します。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

A: 保護者の負担軽減を目的として、学校給食部会への補助金を設定していますので、現時点では無料とすることを検討していません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

A: 県単位の広域化となれば、住民サービスの低下や保険税の値上げ、収納率の低下も必至。

本村としては、賛成できるものではありません。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

A: 一般会計からの繰入は十分行っており、保険税については国民の義務として相応の受益者負担は必要と考えますが、昨今の経済状況を鑑みれば引き上げは困難と考えます。

減免制度については、整備されています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

A: 15歳以下の医療費の無料化や育児奨励金、就学祝金等、他の施策で村内全世帯を対象に公平に支援しています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

A: 今後の検討課題とします。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

A: 今後の検討課題とします。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

A: 資格証明書の発行は行っておりません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

A: 給付の制限は行っておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

A: 潜在者(納税状況等により判断しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

A: 生活実態等により、分納相談等配慮しつつも、納税は受益者の義務として対応します。
また、無保険者の調査は、困難であると考えます。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

A: 平成22年7月1日から1.4倍以下は一部負担金の徴収を猶予することとしています。
また、保険だよりに掲載し住民に周知しています。

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

A: 現行どおり

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

A: 現行どおり

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

A: 現行どおり(1割負担)

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

A: 現行どおり

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

A: 現行どおり

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

A: 現行どおり

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

A: 現在のところ予定なし

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

A: 現在のところ予定なし

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

A: 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、個別医療機関委託・集団検診を実施しており。個人が受診しやすい方法を選んでいただけるようにしています。自己負担金については、集団検診は節目検診・70歳以上の方を無料としているほか、それ以外の年齢の方にも、低額で受診していただけるよう配慮しています。個別医療機関委託検診の自己負担金は、海部地区統一

となっているため、今後他市町村とも協議検討していきます。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

A:30歳以上の方には、集団検診として人間ドックを受診できるよう体制を整えています。30歳・35歳の方については、節目検診として自己負担金を無料としています。

7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

A:平成22年4月から、HPV(子宮頸がんワクチン)、平成23年1月よりヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの費用助成を行っています。金額については今後国の動向をふまえ、医師会、近隣市町村と調整を図っていきます。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

A:平成22年4月より、高齢者肺炎球菌・水痘・流行性耳下腺炎の費用助成を行っています。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

A:海部福祉事務所と連携をとり、給付事務を進めています。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

A:海部福祉事務所と連携をとり、給付事務を進めています。

③就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

A:海部福祉事務所と連携をとり、定期的に就労支援等を進めています。

対象者も少ないので、職員の増員は考えていません。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。

さい。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。
- ⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うよう又要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

以上